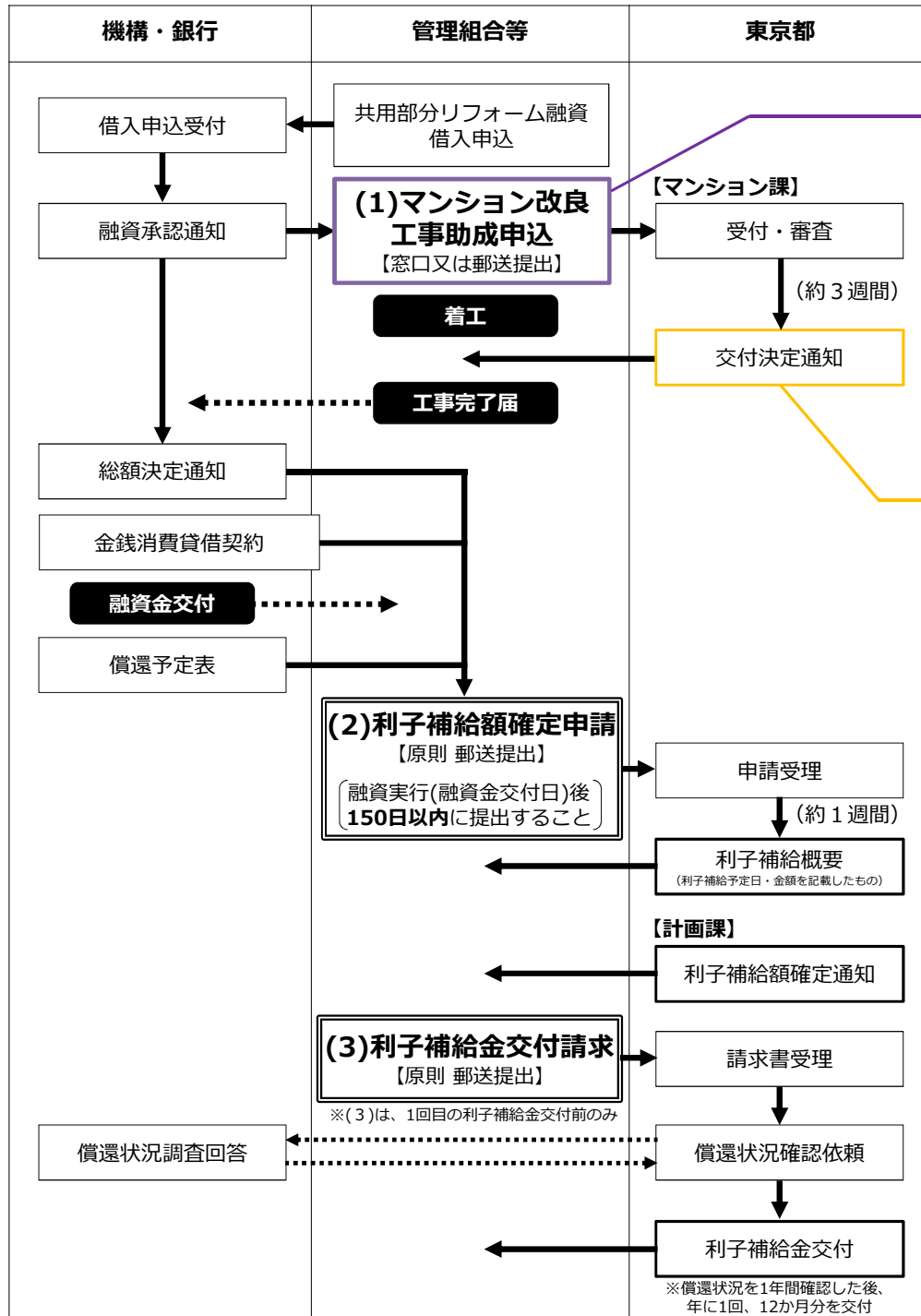


申込から利子補給金交付までの標準的な流れ



「(1)マンション改良工事助成申込」

申込に必要な書類を全て準備いただき、窓口へ来庁又は郵送で提出してください。申込書及び書類に不備があると受付できないことがありますので、よくご確認ください。また、不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、ご注意ください。

交付決定通知をお送りする際には、**送り状と①から⑤の書類をお送りします。**

① 交付決定通知

② 改善指導事項審査結果

- ・ご提出いただいた長期修繕計画と管理規約が、都の定める基準に合っているか審査した結果です。
- ・審査の結果、改善指導事項があっても、今回の申込は受付されます。ただし、今回の改善指導を受けて10年以上経ってから、本制度をご利用いただく際に、その改善指導事項が改善されていない場合は申込ができませんので、改善に向けた検討をお願いします。

③ 改善検討に係る報告書

- ・交付決定通知に記載されている交付決定日から6ヶ月以内に提出してください。(郵送提出可)
- ・上記期限内に改善できる場合、改善できない場合について、報告書の記載方法は、3種類あります。(詳細は送り状に記載しています)

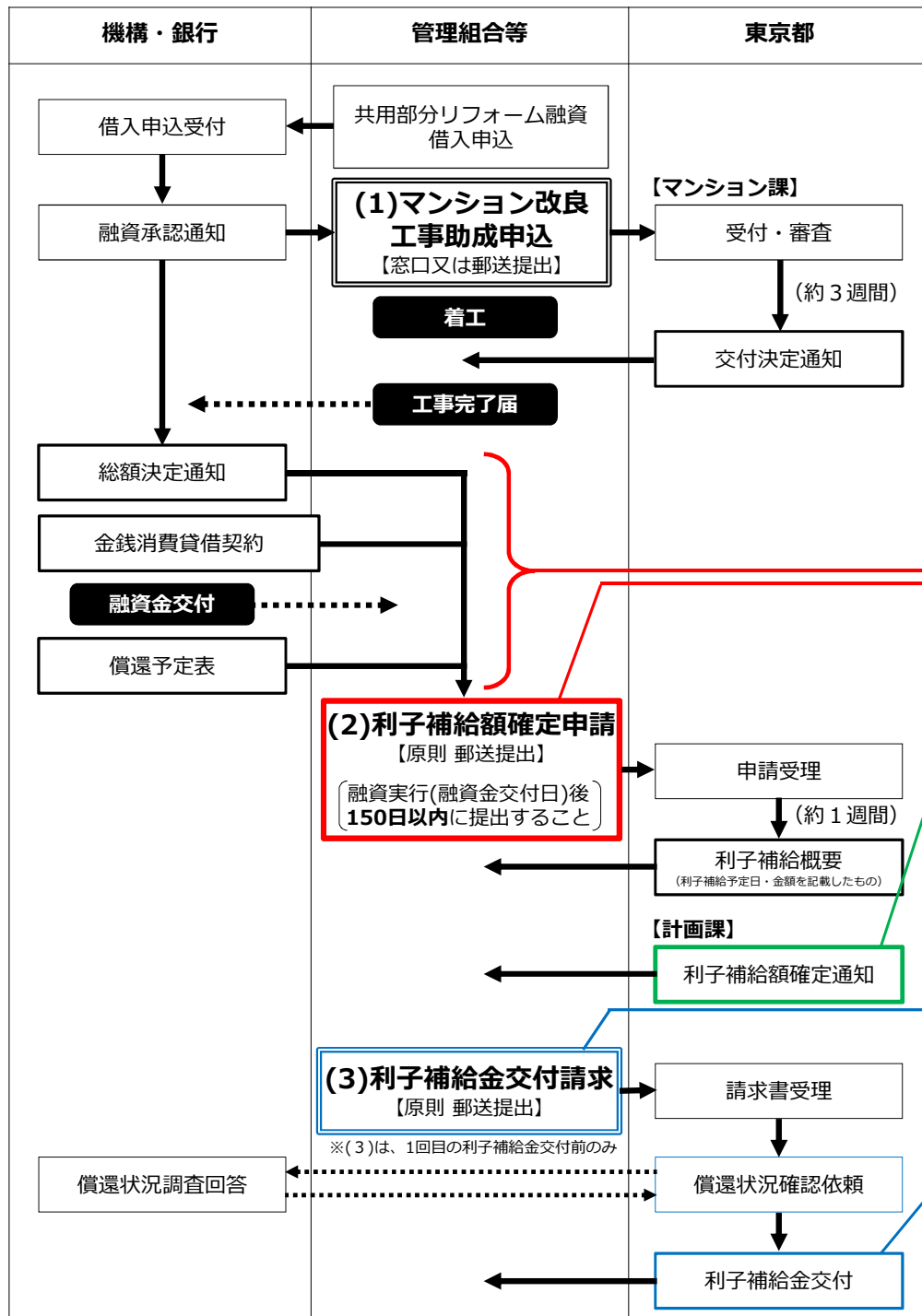
④ 利子補給額確定申請書

- ・交付決定通知を受けたのち、融資実行(管理組合の口座に融資金が振り込まれた日)後にしていただく②利子補給額確定申請の手续に必要な書類です。手续の詳細については、次頁をご覧ください。

⑤ 代表者等変更届

- ・交付決定通知を受けてから利子補給されている間に、理事長様が代わった場合は、代表者等変更届を提出してください。

申込から利子補給金交付までの標準的な流れ



不明な点がございましたらお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当

☎03-5320-7532

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課 助成管理担当

☎03-5320-4952

「(2)利子補給額確定申請」には、締切があります。

- ・この申請は、**融資実行日（管理組合の口座に融資金が振り込まれた日）から起算して150日以内**にさせていただきますようお願いいたします。150日を過ぎると、利子補給金の交付が出来なくなりますので、必ずお守りください。
- ・申請には、交付決定通知とともにお送りした**申請書だけでなく、添付書類が必要**ですので、**忘れずに添付してください。**

「利子補給額確定通知」

- ・利子補給額確定通知は、**1回目の利子補給金振込の約5か月前に理事長様宛**にお送りします。
- ・1回目の利子補給金振込の時期は、利子補給額確定申請後に都から送付する「**利子補給概要**」にてご確認いただけます。

「(3)利子補給金交付請求」、「利子補給金交付」

- ・利子補給金交付請求に必要な書類は、利子補給額確定通知と同封しておりますので、必要事項を記入いただき、締切までに都へ郵送にて提出してください。
- ・年に一度、1年間の返済状況を確認し、返済が滞っていない場合は、「利子補給概要」に記載した振込予定日に12か月分の利子を振り込みます。
- ・利子補給金交付請求は、**1回目の振込前にのみ必要な手続**で、**2回目以降は、返済が滞っていない限り、毎年同じ交付月に利子補給金が振り込まれます。**
- ・利子を振り込む際、都から通知等はありませんので、通帳の記帳にて振り込まれたことをご確認ください。